

随意契約理由書（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号該当）

工事名称：堺泉北港 泉北 6 区 助松コンテナターミナル 電気設備補修工事（R8）

本設備は、助松埠頭のコンテナターミナルにおいて、ガントリークレーンに給電するための設備であります。

ガントリークレーンはコンテナ荷役の主要機器であり、その機能の停止はコンテナ物流の停止に直結し、堺泉北港の信頼を損なうことにつながるため、常時安全かつ確実に稼働させるべく、その機能を確実に保持する必要があります。

今般 5 月 6 日に助松埠頭のコンテナターミナルが全停電する事象が発生し、同日に詳細点検を実施したところ、高圧ケーブルの一部に絶縁不良が発生しており、現状のままで稼働させることは極めて危険な状態であることが判明しました。

ガントリークレーンの故障、破損等については、荷役作業の安全確保等に支障をきたすため、一刻も早い復旧を行う必要があることから、応急工事を実施するものです。

本工事の実施は、客観的理由の急迫を要する場合に該当すること、本不具合内容、構造に精通していること、かつ不具合部品の早期調達が必要であることから、当該設備の保安点検を実施している一般財団法人関西電気保安協会以外にいないことから、同社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、客観的理由の急迫を要する場合に該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 9 号（客観的理由の急迫を要する場合にかかる契約で、価格の比較を行ういとまがないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。